訪問看護事業者の方へ

船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業の 事業者登録 について

「船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業」による訪問看護を提供する場合は、船橋市に事業者登録を行い、同事業の実施に係る協定を締結する必要があります。
随時、事業者登録を受け付けておりますので、保健総務課までお問い合せください。

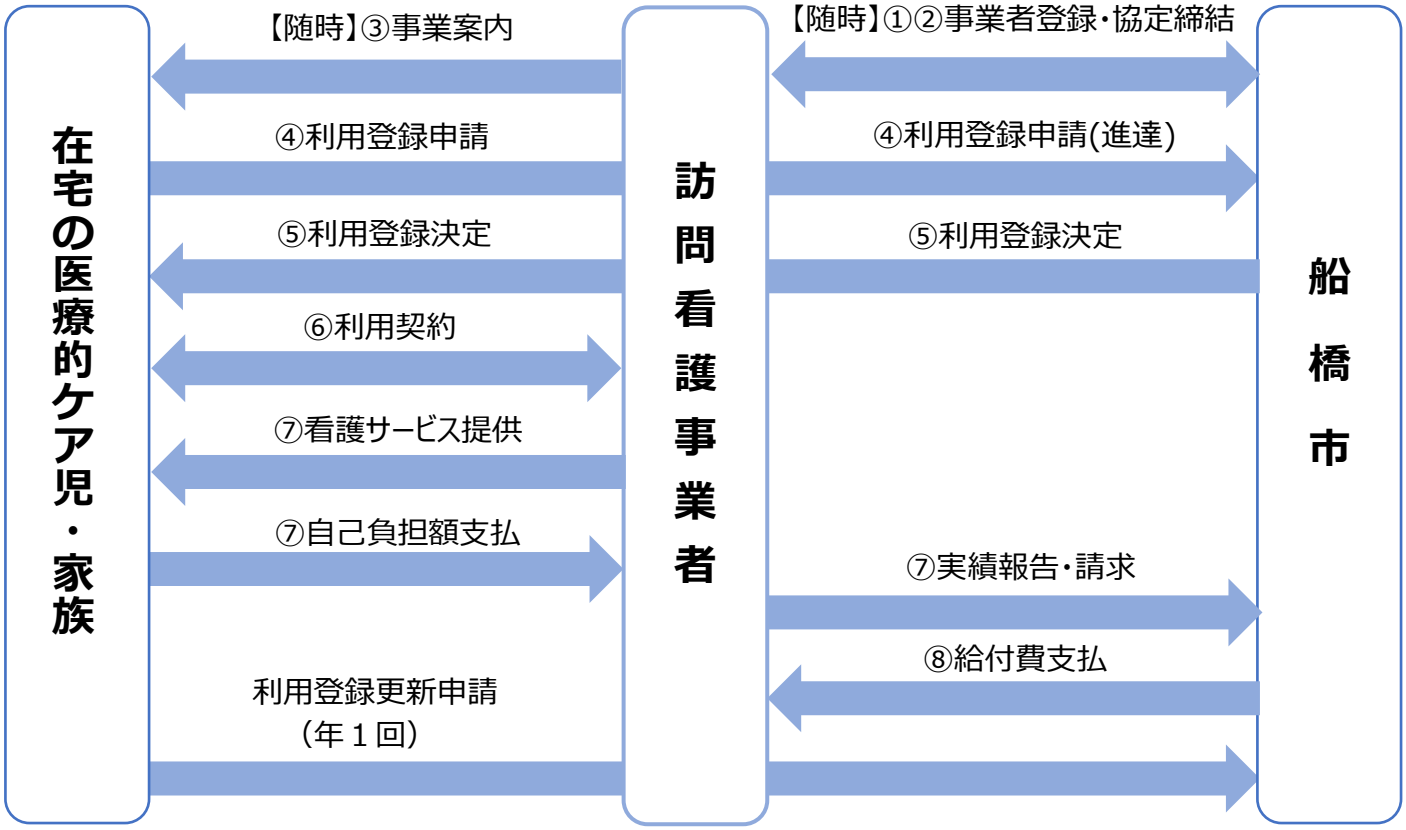

１．事業者登録の要件

健康保険法第 89 条第 1 項の規定により指定を受けた指定訪問看護事業者
※　事業者登録は同法に基づき指定を受けた訪問看護事業者ごとに行います。
※　協定は、登録された指定訪問看護事業者（以下、「登録事業者」という）と締結します。

２．事業者登録から事業実施までの流れ

① 登録事業者は、船橋市へ**事業者登録の申請手続き**を行います。
（必要書類は、裏面の「３．事業者登録の方法」をご確認ください。）
② 登録事業者に対し、船橋市から協定締結書類を送付し、**本事業の実施に係る協定の締結**を行います。
③ 登録事業者は、本事業の対象となる方や利用を希望される方に、**本事業の利用登録の案内**を行います。
④ 登録事業者は、利用希望者から、船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）**事業利用登録申請書を受け取り、訪問看護指示書の写しを添えて、船橋市に提出**します。
⑤ 登録事業者に対し、船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）**事業利用登録決定（却下）通知書を送付しますので、利用希望者に渡してください。**
⑥ 利用登録を決定した**利用希望者と登録事業者で、本事業の利用契約を締結**します。
⑦ 登録事業者が、**本事業に基づくサービス提供後、船橋市へ実績報告及び給付費の請求**を行います。
⑧ 船橋市から登録事業者に、**給付費（自己負担額を差し引いた額）を支払い**ます。

3．事業者登録の方法

① **「船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業 事業者登録申請書」**を船橋市にメールまたは郵送にて提出してください。
申請書は、船橋市ホームページから入手できます。
② 船橋市が申請内容を確認したのち、協定締結の手続きを行います。（協定については船橋市からご案内します）

4．利用者へのサービス提供について

【サービス内容と提供場所】
- 医療保険の適用時間を超える自宅利用や自宅以外の場所での訪問看護を実施します。
- サービス提供場所の制限はありませんが、登録事業者が提供可能と判断した場所に限ります。
- 利用日時や訪問先について、利用者と相談・調整のうえ、サービス提供を行ってください。
- サービス提供が終了するごとに、利用者に「船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業実績記録票」への署名を依頼してください。
- 業務上知り得た医療的ケア児、利用者、その他家族等の個人情報保護に十分に留意してください。

【利用時間・回数の制限】
- 医療的ケア児一人につき、利用可能時間は年間 48 時間です。
- 利用は 1 日 1 回までとし、 1 回の利用時間は 1 時間以上で、以降は 30 分単位で利用できます（1 回あたりの利用時間の上限はありません）。
- 複数の登録事業者を利用する場合は、各事業者の提供時間を合算し、医療的ケア児一人につき年間 48 時間を超えないよう管理してください。時間数の管理は、登録事業者間で調整のうえ、適切に行ってください。

【自己負担金額】
- 利用者の自己負担額は、船橋市が発行する「船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業 利用登録決定（却下）通知書」に記載されています。通知書に記載の「自己負担金額」を確認し、利用時間に応じて自己負担額を徴収してください（市民税課税世帯は 1 時間 300 円、以降 30 分ごとに 150 円）

5．実績報告の提出及び費用の請求方法

- 利用月の翌月 15 日までに、利用者ごとのサービス提供記録票および実績報告書を添えて、請求書を船橋市へ郵送にて提出してください。
- 給付費は、利用時間に応じて算出します。 1 時間あたり 10,000 円を基準額とし、その額から利用者の自己負担額を差し引いた額を支払います。

6．提出書類の入手先

- 事業者登録申請書および実績報告書等の書類は、船橋市ホームページから入手してください。

ホームページ：船橋市　医療的ケア児在宅レスパイト で検索するか、
右記 QR コードを読み込んでください。

7．問い合わせ先・提出先

船橋市保健所　保健総務課　疾病対策係
〒273-8506　船橋市北本町 1－16－55
TEL：047－409－2891　FAX：047－409－3592
メール：ho-somu@city.funabashi.lg.jp